

差止請求書

2017（平成29）年2月24日

〒101-8615

東京都千代田区外神田3丁目12番8号 住友不動産秋葉原ビル
株式会社アプラス
代表取締役社長 渡部 晃 殿

適格消費者団体

特定非営利活動法人埼玉消費者被害をなくす会
理事長 池本 誠司（弁護士）

〒330-0064 さいたま市浦和区岸町7-11-5

TEL048-844-8972 / FAX048-844-8973

担当 事務局長 岩岡 宏保



第1 差止請求について

当会は、消費者の権利擁護を目的とし、商品、サービス及び契約に関わる調査、研究、検討を行っている、消費者・消費者団体・消費生活相談員・弁護士・司法書士等で構成されている特定非営利活動法人です。平成21年3月5日に内閣総理大臣から消費者契約法第13条に基づく適格消費者団体として認定を受けております。

貴社の2017（平成29）年1月10日付回答書を受領し検討致しましたが、貴社の主張に合理性は認められません。

よって、当会は、貴社に対し、消費者契約法第41条第1項の請求として、本差止請求書を差し出します。したがって、貴社において不当条項の是正に向けた対応がなされない限り、本書が貴社に到達した日から1週間を経過した後には、消費者契約法の定める差止請求に係る訴えを提起することができます。

つきましては、本書面到達後2週間以内に、書面にて貴社の対応をご回答下さい。なお、本差止請求書及び貴社からの回答の有無・内容等は、消費者契約法第27条に基づき、当会において公表させていただきますことを念のため申し添えます。

第2 請求の要旨

- 1 貴社の使用するTカードに関する規約（以下、「本件規約」という。）の条項中、規約の変更に関する第22条について使用停止、もしくは適切な条項に修正することを求めます。
- 2 本件規約のうち、2015（平成27）年6月1日改定後の規約第27条（以下、「本件規約新27条」という。）（1）において、従前「元利定額返済リボルビング

払い」とされていた箇所を「元利定額返済残高スライドリボルビング払い」に変更し、本件規約新27条(3)①において、元利定額返済残高スライドリボルビング払いの場合の最低弁済額を毎月3000円、6000円、9000円と定める条項を、既存会員に適用することの停止を求めます。

第3 紛争の要点

1 本件規約第22条について(請求の要旨1)

貴社は、本件規約第22条により、貴社と会員との間の本件規約について、貴社が会員に通知またはホームページ等で公表し、その後に会員がカードを利用したときは会員が当該変更内容を承認したものとみなされるものと規定しています。これは、貴社の一方的な意思表示により本件規約の内容を変更するものと考えられます。また、本件規約第22条は、その文言から、変更できる範囲について何ら限定がありません。したがって、貴社は、本件規約第22条により、たとえ合理性がない変更であっても、一方的かつ無制限に規約の内容を変更することができます。

この点、貴社は、回答書において、一方的かつ無制限に規約の内容を変更した場合、当該変更された条項が消費者契約法第10条に基づき無効となるため、無制限に変更することができることはない、とご主張されます。しかしながら、そもそも、個別の約款変更自体が消費者契約法に違反する場合に個別に対応が出来ることと、そのような約款変更を許す不合理な規定が違法性を有することとは、同列に考えることはできません。

本来、契約内容を変更するには、契約当事者の個別的な合意が必要であるところ、例外的に、事業者と不特定多数の消費者との間の取引において契約条件が画一的であることが当事者双方にとって合理性が認められる事項であること、変更内容が消費者一般の利益に適合すること、変更の必要性、合理性が認められることなどの条件が認められる場合に初めて、個別的合意なく変更が認められる余地があるに過ぎません。

本件規約第22条は、一方契約当事者たる会員の契約内容変更に関する合意(承諾)なしに貴社の一方的な意思表示により契約内容を変更できるとするものであり、かつ変更内容について何ら限定が全くないままに、たとえ当該変更が合理性を欠くものであったとしても会員にその変更を甘受することを余儀なくするものです。現に、本件規約第22条を根拠としてリボルビング払いの返済方式の一方的変更を行ったことは、約款変更権の許容範囲を逸脱した不当な変更であり、本件規約第22条の不当性を示すものです。

このような無制限な定めは、貴社の会員である一般消費者にとって、「消費者の権利を制限し、又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項であって、民法第1条第2項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するもの」として、消費者契約法第10条に違反するものです。

2 本件規約新27条について

貴社は、本件規約第22条に基づいて、2015（平成27）年6月1日より前に契約している会員との間の支払い方法に関する規定の変更を行っております（本件規約新27条）。

当該変更によりますと、従前【元利定額返済リボルビング払い】を継続していた会員について、変更適用日以降は【元利定額返済残高スライドリボルビング払い】に支払い方法が変更することになり、従前、毎月1万円の返済を行っていた会員が、毎月3000円の返済に変更されるなど、毎月のリボルビング返済額が従前より低くなることが想定されます。

この点について、貴社は、回答書において、「最低支払金額を従前の1万円より低く設定し、かつスライドの幅を細かく設定することで会員の返済計画が立てやすくなるものであり、多くの会員の利便性向上に適う」などとされています。しかしながら、毎月の返済額が増加する場合に負担額が大きくなることはもちろん、毎月の返済額が減少する場合には、その分立替金元金に充当される金額が減るために、返済する期間が伸び、手数料負担及び支払総額が増える、というデメリットがあります。

また、【元利定額返済リボルビング払い】の場合には、契約締結時に定めた金額を毎月固定的に支払うこととなり、返済計画を立てることが容易ですが、【元利定額返済残高スライドリボルビング払い】の場合、支払い前の残高によって返済金額が変わることとなるため、複雑であり、【元利定額返済リボルビング払い】を選択している会員にとって、変更することによる不利益が大きくなる場合があります。

本来、リボルビング払いにおける支払月額の設定は、契約条件の中核をなす事項であって、会員がそれぞれの支払い能力や事情に応じて自由に選択できるものであり、多数の会員の支払月額を統一的・画一的に決定することは、必要性も合理性も全く認められません。また、支払月額を変更する際には、個々の会員が変更のメリット・デメリットを十分に理解して、各位の支払能力を勘案して個別に選択する性質のものであります。貴社は、上記変更について、「均一のサービス提供・対応の必要性」を挙げますが、このような貴社の事情は、貴社の一方的な意思表示で消費者の不利益に契約内容を変更できることの合理性を裏付けるものではありません。

したがって、貴社による支払月額の一方的変更は、消費者の返済期間と回数を多くし、その分、割賦手数料をより多く取得しようとするものであり、変更の合理性もなく、残高が減少した場合にも極力割賦手数料を取得しようという営利目的の変更であると言わざるを得ません。

また、貴社は、このような変更について、導入前に十分な告知を行っていることや異議のある会員に対しては柔軟に対応する体制を取っていることを挙げ、変更の許容性について主張しています。しかし、クレジットカードの支払方法は、多くの消費者が預金口座からの自動引落しを利用していますから、毎月の引落し額の変更にすぐには気付かないケースも少なくありません。したがって、支払方法変更後に

カードを利用したことをもって、規約変更を承諾したものとみなすことも、到底合理性がありません。しかも、そもそも支払月額については会員が自由に選択できるものであり、導入前に告知をすることやその後異議が出た場合には対応するなどの体制があることによって一方的変更の許容性が補完されるものではなく、本件規約第22条に基づく本件規約新27条への変更が許容性を欠くことには変わりありません。

貴社は、このような何ら合理性のない一方的な変更を、本件規約第22条に基づいて行っております。

3 結論

以上のとおり、本件規約第27条の変更により、既存会員との間でリボルビング払いにおける支払月額を一方的に変更することは、何ら画一的処理を行う合理性もなく消費者の利益を一方的に害するものであり、既存会員の間では、消費者契約法第10条に違反するものと思料されます。

そして、上記の変更は本件規約第22条に基づいてなされているところ、貴社の一方的な意思表示により合理性を欠く変更をも許容する本件規約第22条は、消費者の権利を制限し消費者の利益を一方的に害するものであることが明らかであり、やはり消費者契約法第10条に違反するものと思料されます。

なお、当会は、本請求の前に、2016（平成28）年12月20日付で同様の申入れを行っております。貴社からは、本件規約第22条が多くのクレジットカード会社が採用している条文であり特別な条文ではないこと、変更について会員に何度も通知し異議を述べる機会を与えていること、などを理由に、条項の改善について検討はいただけないとのご回答をいただきました。

当会としましては、貴社の本件規約第22条及びそれにより変更された本件規約新27条は無効な部分を含んでおり、今後も当該条項を用いた意思表示がなされるおそれが高いと考えざるを得ないことから、消費者契約法第12条第3項、同第41条に基づき、請求の要旨のとおり、請求いたします。

第4 訴えを提起する予定の裁判所

東京地方裁判所

以上